

ご遺族の方へ

真岡市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

真岡市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様になんらかのお役に立てば幸いです。

真岡市役所 0285 - 82 - 1111 (代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障がい福祉の手続きについて	p.7
3. 年金の手続きについて	p.7
4. 農業者年金の手続きについて	p.8
5. 介護保険の手続きについて	p.8
6. 葬祭費について	p.9
7. 亡くなられた方に児童がいる場合	p.9
8. 税の手続きについて	p.10
9. その他の諸手続きについて	p.12
10. 外国籍の方の届出について	p.16
11. その他の主な手続き／チェックリスト	p.17

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

	確認事項(故人について)	チェック	該当 ページ
住民票	外国籍でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16
福祉	障害者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
年金	国民年金を受給又は、加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	75歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	こども・妊産婦・ひとり親医療費助成の資格証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	児童手当・児童扶養手当・遺児手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	市・県民税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.18

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続(23ページ参照) ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等 <p>(19ページ参照)</p>	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(20ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(19ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(20ページ参照)

真岡市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ〉

必要な手続きの詳細について

〈17ページ〉

真岡市以外で必要な手続きの窓口一覧

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可書

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届 (右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) 1通
- ・印鑑 (任意)

◇真岡市に届出を提出する場合は

【平日 (8:30 ~ 17:15)】

市役所本庁舎 1階市民課・二宮支所

【夜間 (水・金曜日 17:15 ~ 19:00)】

市役所本庁舎 1階市民課・二宮支所

【休日窓口 (第2・4日曜日 8:30 ~ 17:15)】市役所本庁舎 1階市民課のみ

上記以外の土日祝日・年末年始は市役所本庁舎の当直担当 (8:00 ~ 17:15)

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く）

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね 7 日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね 10 日～ 14 日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

◇住民票について

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

お問合せ先

市民課 窓口係

電話番号 0285 - 83 - 8117

2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成や障害者手当の受給など、障害に関する申請をされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合があります。

お問合せ先

社会福祉課 障がい福祉係

☎ 0285 - 83 - 8129

3. 年金の手続きについて

◇年金受給者が死亡したとき

亡くなった月までの未支給年金や、遺族基礎(厚生)年金等が請求できる場合がありますので、お問い合わせください。

◇国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が死亡したとき

遺族基礎(厚生)年金、寡婦年金、死亡一時金を請求できる場合がありますので、お問い合わせください。

お問合せ先

国保年金課 国民年金係 ☎ 0285 - 81 - 3534

宇都宮東年金事務所 ☎ 028 - 683 - 3211 (代表)

※手続きの内容によっては宇都宮東年金事務所、各共済組合、またはご遺族のお住いの地域を管轄する年金事務所をご案内する場合があります。

4. 農業者年金の手続きについて

農業者年金受給権者がお亡くなりになった場合は、死亡届等の手続きが必要です。

お問合せ先

はが野農業協同組合 真岡支店 ☎ 0285 - 84 - 6608
二宮支店 ☎ 0285 - 74 - 0020

5. 介護保険の手続きについて

真岡市の介護保険の被保険者（65歳以上の方または40～64歳で要介護認定を受けていた方）が亡くなったときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の還付や、高額介護サービス費等の給付が発生する場合がありますので、相続人の方の中から代表者を決めていただき、申立書を提出していただく必要があります。（申立書には相続人代表者の口座番号の記載が必要です。）

お問合せ先

高齢福祉課 介護保険係 ☎ 0285 - 83 - 8094

6. 葬祭費について

「真岡市の国民健康保険に加入されていた方（74歳以下の方）」及び「後期高齢者医療保険制度に加入され、栃木県後期高齢者広域連合から被保険者証の交付を受けていた方（75歳以上の方及び65歳以上から74歳までの広域連合から障害認定を受けた方）」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証（既に返還された場合は不要です。）
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状等）
 3. 申請者（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

お問合せ先

国保年金課	国民健康保険係	☎ 0285 - 83 - 8123
国保年金課	高齢者医療係	☎ 0285 - 83 - 8593
二宮支所		☎ 0285 - 74 - 5004

7. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問合せください。

お問合せ先

こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0285 - 83 - 8131

8. 税の手続きについて

市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されますので、相続代表人あて住民税の納税通知書を送付する必要があります。そのため、相続人は地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の代表者の届出（相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書）が必要となります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要となる場合があります。

住民税についてのお問合せ

税務課 市民税係 ☎ 0285 - 83 - 8113

所得税・相続税についてのお問合せ

真岡税務署

真岡市荒町 5178 番地 ☎ 0285 - 82 - 2115

固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります（地方税法第9条）。亡くなった方が所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。

お問合せ先

税務課 固定資産税係 ☎ 0285 - 83 - 8114

軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付（125cc 以下）・農耕作業用自動車（「真岡」「二宮」ナンバーのもの）
小型特殊自動車・ミニカー

税務課 諸税係 ☎ 0285 - 83 - 8112

125cc を超えるオートバイ・「栃」「栃木」ナンバーの農耕作業用自動車

関東運輸局 栃木陸運支局 ☎ 050 - 5540 - 2019

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎ 050 - 3816 - 3107

自動車税（普通自動車）についてのお問合せ

真岡県税事務所 ☎ 0285 - 82 - 2135

MEMO

9. その他の諸手続きについて（住まい・墓地・農地・上下水道など）

市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建設課へお問合せください。

必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されていない場合
住宅を退去する手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、住宅を退去する手続きが必要になります。

お問合せ先

建設課 建築住宅係 ☎ 0285 - 83 - 8694

MEMO

◇住まい・土地等に関する相談窓口

空き家になった住まいの有効活用を図りたい方は空き家バンクへの登録を

空き家バンクとは？

“貸したい人・売りたい人”と“借りたい人・買いたい人”を結ぶ『空き家バンク』は、所有者から登録申請をいただいた空き家について、市がホームページ等で物件情報を公開し、契約交渉を栃木県宅建協会から推薦を受けた宅建業者が仲介する制度です。

また、登録物件にある不要な家具・家電等の物品を処分する費用やリフォーム工事費用への補助制度も設けております。

相続等される住宅が空き家となる場合は、必要としている方に住まいや思い出を引き継ぐ『空き家バンク』への登録をご検討願います。

お問合せ先

くらし安全課 空き家対策係 ☎ 0285 - 83 - 8144

空き家、墓地等の管理でお困りの方は、下記にご連絡ください。
草木の除草・剪定、清掃等のご相談に応じます。

お問合せ先

公益社団法人 真岡市シルバー人材センター ☎ 0285 - 84 - 1110

◇相続等で農地の権利を取得した場合

法務局で相続登記が完了したら、農業委員会への届出（農地法第3条の3第1項の規定による届出書兼受理通知書）が必要です。

※農業者年金受給権者に関するお手続きについてはP.8をご覧ください。

お問合せ先

真岡市農業委員会 ☎ 0285 - 83 - 8188

◇農地の利用権設定をしている場合の手続きについて

亡くなられた方が農地中間管理機構を利用して農地の利用権設定をしている場合、契約者変更申出書等の提出が必要になる場合があります。

お問合せ先

公益財団法人 真岡市農業公社
真岡市田町 1388 番地（真岡市農業振興センター内）
☎ 0285 - 83 - 9931

◇市営墓地に関するご案内

市営墓地関係の手続きについて

亡くなられた方が市営墓地使用者の場合、承継の手続きが必要となります。詳細につきましては下記担当までお問合せください。

また、市営墓地にお骨を埋蔵する場合にも手続きが必要となります。納骨の日取りが決まりましたら、墓地使用許可証、火葬許可証を環境課へ提出ください。

墓地をお持ちでない方へ

お骨をお持ちの方に限り市営墓地（区画墓地）使用者を随時募集しております。（令和6年4月1日現在）詳細につきましては、下記担当までお問合せください。
※令和6年度中に合葬墓地の募集が開始予定となっています。

お問合せ先

環境課 環境保全係 ☎ 0285 - 83 - 8125

◇水道をご使用されている方の手続きについて

空き家等になり水道をご使用にならない場合、休止のお手続きをお願いします。
(漏水や冬場の凍結予防のためにもご協力をお願いします。)

また、亡くなられた方が水道の使用名義人となっている場合、名義の変更手続きが必要になります。「給水使用者・所有者変更届」を提出して頂く必要があります。
令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され水道の契約に関してもその適用を受けます。名義変更の場合には、「真岡市水道事業給水条例」が契約の内容となることをご了承ください。

お問合せ先

水道課 料金担当 ☎ 0285 - 83 - 8166

◇公共下水道・農業集落排水をご使用されている方の手続きについて

亡くなられた方が公共下水道・農業集落排水の使用名義人となっている場合、名義の変更手続きが必要になります。

また、公共下水道で井戸水を利用されている世帯、農業集落排水で二宮、鹿・物井、二宮東部地区の世帯は、世帯人数で使用料を算定しているため、世帯人数の変更が必要になりますので下記の担当までお問合せください。

お問合せ先

下水道課 業務係 ☎ 0285 - 83 - 8160

10. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

亡くなられた日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カードや特別永住者証明書又は外国人登録証明書を返納していただく必要があります。

下記【返納先】の窓口で返納していただくか、郵送をご希望の場合は、返納理由などを記入した用紙と亡くなられたことが分かる文書の写しを添えて下記【郵送先】にお送りください。特別永住者証明書や外国人登録証明書は、真岡市市民課でお預かりすることもできます。

返納先

栃木県宇都宮市小幡2丁目 1-11 東京出入国在留管理局宇都宮出張所

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青梅 2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局在留管理情報部門おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」の方は、亡くなられた日から14日以内に出入国在留管理局への届出が必要な場合があります。

届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。

お問合せ先

東京出入国在留管理局宇都宮出張所

☎ 028 - 600 - 7750

東京出入国在留管理局在留管理情報部門おだいば分室

☎ 03 - 3599 - 1068

11. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、住民票、受取人の印鑑、振込先口座番号等 ※詳細については下記手続先で必ずご確認ください。</p> <p>〈手続先〉 お近くの年金事務所</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。
 必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

申請先の自治体により必要書類等異なる場合があります。
 詳細につきましては下記問い合わせ先までご連絡ください。

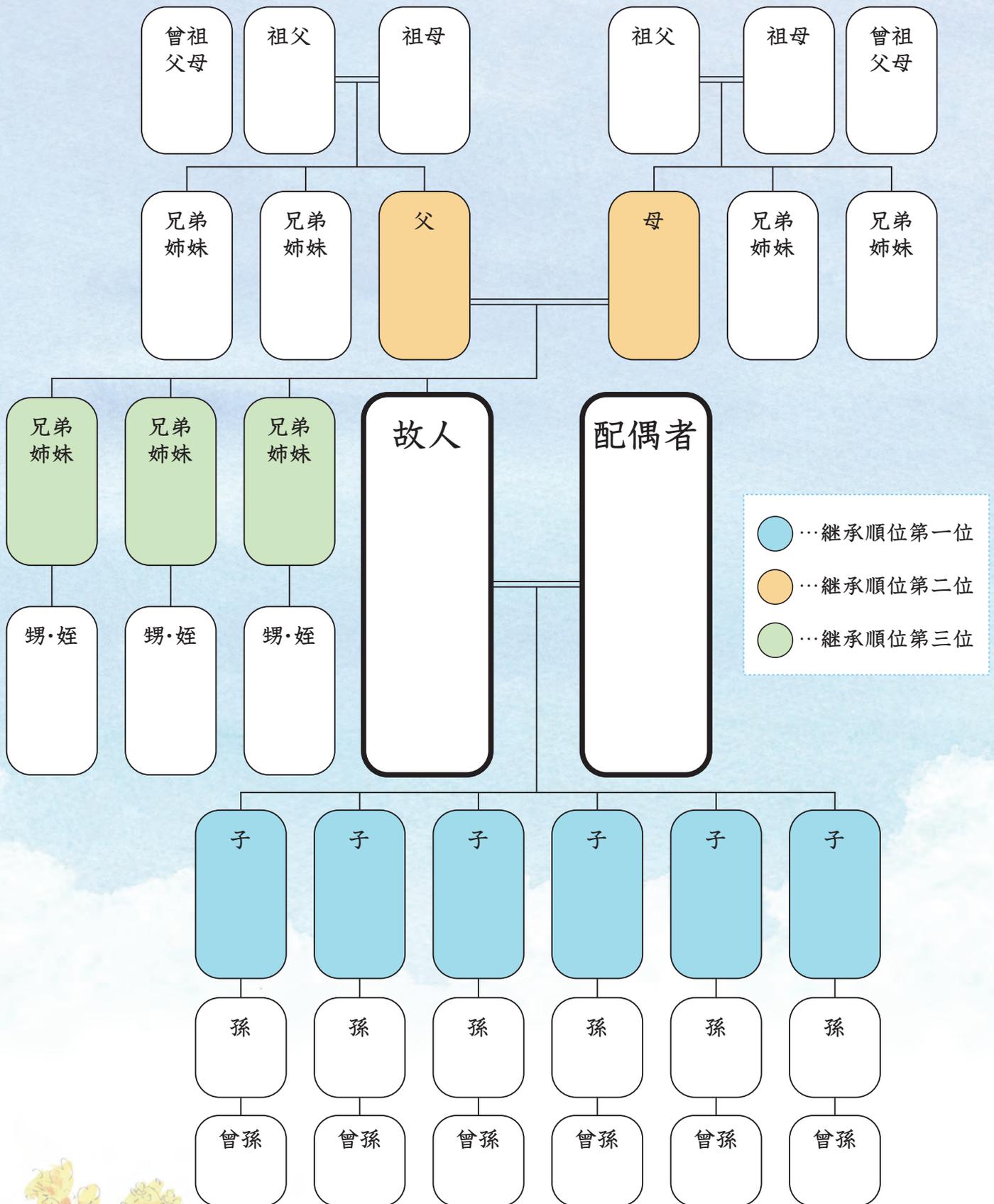
お問合せ先
 真岡市 環境課 環境保全係
 電話番号 0285-83-8125

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍を集めています」と申し出るとスムーズに取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることが出来ます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	不動産(土地・建物)の相続登記の申請	相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内	相続登記の申請は、令和6年4月1日に義務化されました。それ以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。不動産の所在地の法務局に申請してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		真岡市 市民課	パスポート 戸籍謄本 届出人の身分証明書 返納届(窓口にあります)
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約・休止		真岡市水道課 料金担当 ☎0285-83-8166	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

発行 真岡市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年4月作成

